

都道府県水産担当部長 殿

水産庁漁政部漁政課長

低気圧と前線による大雨における水産関係の被害防止に向けた対応について

例年、梅雨期及び台風期においては、各地で局地的大雨や集中豪雨が観測され、河川の急な増水・氾濫、暴風、波浪等により水産関係の被害が発生しているところです。

このため、貴殿におかれては、人命の保護を第一として梅雨期及び台風期における水産関係の被害の未然防止を図るべく、各地域の状況に応じた迅速かつ適切な対応が行われるよう、周知徹底をお願いします。

なお、このことについて、貴管下市町村に対しましても、周知いただきますようお願いいたします。

記

1 関係機関の連絡体制の整備等

台風が接近、通過する地域にあっては、都道府県、地域出先機関、水産業協同組合など関係機関の連絡体制を整備し、気象庁の台風情報を基に、その地域に雨風等によりどのような影響があるか把握しつつ、状況に応じた対応を速やかに現場に徹底すること。

2. 人命を最優先とする行動の徹底

人命第一の観点から、漁業操業や水産関係施設等の見回りの際には、最新の気象情報（※）、警報、注意報を十分に確認するとともに、次の点に留意しつつ、作業者の安全確保を最優先に、対策の徹底を図ること。

- (1) 暴風雨、異常出水時の施設等の見回りについては、これらの状況が治まるまで行わないこと。
- (2) 暴風雨等が治まった後の見回りにおいても、増水した水路その他の危険な場所には近づかず、足下等、施設周辺の安全に十分に注意し、転落、滑落事故に遭わないよう慎重に行うこと。
- (3) 水産関係施設等の見回りをする際には一人では行かないこと。また、倒壊のおそれのある施設には近づかないこと。

※気象庁ホームページ

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#5/34.5/137/&elem=all&contents=warning>

- (4) これまでの地震や台風、記録的な豪雨等の影響により被害を受けた地域においては、引き続き、土砂災害に細心の注意を払い、人命を最優先に行動し、二次災害の

防止に努めること。

(5) 出航前の検査や航海条件の事前確認を行うとともに、航海・操業時の安全確保を図ること。乗船中はライフジャケットを必ず着用すること（義務化）。

(※別添1を参照。)

3. 海上の漁業用施設の被害防止対策

漁船、定置網、養殖施設など海上にあるものについては、上架、陸揚げ、係留の強化（漁船の係留方法を一点係留から多点係留に変更等）、網抜きなど被害防止対策を講ずること。特に漁港等に係留している漁船については波浪による沈没等に注意し、安全に十分配慮した上で、早めに上架や、陸揚げを行うこと。

4. 陸上の漁業用施設の被害防止対策

荷さばき施設、水産加工施設、漁具倉庫などについては、事前の点検、施設周辺の樋（とい）や排水路の清掃、飛来物による損傷や増水による流出を防ぐための片づけを行うとともに、防風対策をはじめとする被害防止対策を講ずること。

電気で動く機械類は浸水しないよう高所へ移動し、また、停電に備え非常用電源を確保するとともに機器等に接続して作動を確認するなど、事前の準備や点検を行うこと。

被災時に停電や断水等が発生した場合には、畜養施設の維持、冷凍庫での保存について、早急に対応できるよう努めること。特に、冷凍庫・冷蔵庫については、内部の温度上昇を避けるため、停電時の開閉は控えること。

5. 漁港施設・海岸保全施設等の被害防止対策

漁港・海岸保全施設、漁業用施設等における防災上の適切な措置等の安全対策を講ずること。(※別添2を参照。)

6. 保険・共済への加入

災害に備えて漁船保険や漁業共済等への加入をご検討下さい。

7. その他

農林水産省ではホームページ(1)やMAFFアプリ(2)により豪雨や台風等の風水害に備えるための予防減災情報をお知らせしておりますので、ご活用下さい。(※別添3を参照。)

(1) http://www.maff.go.jp/j/saigai/taisaku_gaiyou/yobou_gensai.html

(2) <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/maff-app.html>

(参考資料)

・別添1：「漁業者の安全対策の周知徹底について（注意喚起）」（令和元年11月29日付け元水漁第1055号 水産庁漁政部企画課長通知）

「ライフジャケット着用義務違反に伴う罰則適用開始に向けての周知について」（令和4年1月25日付け事務連絡（水産庁企画課））

「AIS普及リーフネット（改訂版）の周知について」（令和4年3月8日付け事

務連絡（水産庁企画課）

- ・別添２：「前線による大雨に対する備えと被害報告等について」（令和５年８月３日付け事務連絡（水産庁漁港漁場整備部防災漁村課水産施設災害対策室長））
- ・別添３：農林水産省ホームページ・予防減災情報「漁船の係留強化等の被害防止対策を講じ、豪雨や台風襲来に備えましょう！」（水産庁漁政部漁政課）

【災害報告連絡先】

担当者：水産庁漁政部漁政課課長補佐（調整担当） 金野

電 話：03-3502-8397（直通）

E-mail：tadashi_konno740@maff.go.jp

※ 休日、夜間に重大、重要な災害が発生した場合は、個人内線直通又は携帯電話に御連絡下さい。

・個人内線直通：03-3502-8181 をダイヤル後、ガイダンスに従い「84469」を入力して下さい。

・携帯電話 : 090-9848-2206（金野）

元水漁第 1055 号
令和元年 11 月 29 日

沿海各都道府県、関係団体 殿

水産庁漁政部企画課長

漁業者の安全対策の周知徹底について（注意喚起）

平素より漁船の安全操業に関し、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

これから冬を迎え、海上の荒天が予想されるとともに、漁船による海難事故が多い時期を迎えます。また、冬季は海水温が低下しており、この時期の海難事故は、人命に関わる重大な事故につながる可能性が高くなります。

一般に、海難事故を防止するためには、発航前検査や航海条件の事前確認、航海・操業時の安全確保を含め、漁業者自身の安全意識の向上が重要です。本年に入り、着用が義務化されているライフジャケットの未着用、監督者の目が届かない状況下における、技能実習生など経験の浅い乗組員による船上での単独作業、航海当直部員の資格を持たない乗組員単独での船橋当直業務への従事などの事例が散見されます。

つきましては、漁業者の操業時の安全確保に関し、下記について改めて貴管下の漁業者、漁業関係者に周知していただくとともに、漁船乗組員への安全教育の徹底を指導していただきますよう、御協力をお願いいたします。

記

1. 船舶検査の実施

船員法（昭和 22 年法律第 100 号）の適用を受ける漁船及び 12 海里を超えて操業する小型漁船については、船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）において定期検査や中間検査の受検が義務づけられています。

2. 発航前検査の励行

安全操業を確保するため、エンジンの不具合がないかなどの発航前検査を確実に実施してください。発航前検査により安全航行について懸念がある場合には出航を見合わせる等の判断も重要です。なお、船員法、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和 26 年法律第 149 号）において、それぞれ発航前検査が義務づけられています。

3. 航海条件の事前確認

発航前には、気象情報等を十分に確認するとともに、荒天時の出航は避けるなど、無理のない航海計画や操業計画を立ててください。

4. 航海・操業時の安全確保

航海・操業時は常に周囲の見張りを励行するとともに、甲板上で操業中の乗組員については、ライフジャケットの着用を徹底させてください^{*}。また、天候の変化に関する情報等を常時入手し、事故や遭難等が生じる危険性がある場合には、操業を中止し安全確保を優先させてください。荒天時には、重量物の固定やドア・ハッチなど開口部の閉鎖などを行い、重心を安定させ、船の復元性を確保することが転覆防止につながります。

^{*}船員法の適用を受ける漁船については、従来からライフジャケットの着用が義務づけられていましたが、平成30年2月1日以降、20トン未満の小型漁船についても、原則、船室外にいる全ての乗船者にライフジャケットの着用が義務化されました。令和4年2月1日より、違反者には違反点数の付与が開始されます（参考資料1）。

5. 海難が発生した場合の対処

海難が発生した場合又はその可能性が予期される場合には、人命の安全確保を最優先として対応してください。そして、僚船等として人命又は漁船の救助に従事した場合も含め、直ちに海上保安庁（118番）へ通報してください。

6. AIS（船舶自動識別装置）の導入

船舶の衝突事故の約9割が人為的要因によるものです。AISは、船舶の位置・進路・速力等の安全に関する情報を自動的に送受信するシステムで、荒天時でも船舶同士の位置や進路を確認しやすくなり、衝突事故防止に役立ちます。

漁船へのAISの設置に当たっては、日本漁船保険組合において、AIS（簡易型AISを含む）を搭載した漁船について保険料を一部助成する事業を行っておりますので、活用に向けて周知・指導してください（参考資料2）。

7. 「漁業カイゼン講習会」や「漁業安全責任者講習会」の利用

漁業における労働災害発生率は、陸上における全産業の発生率の平均の約5倍と高い水準にあります。これらの労働災害を未然に防止するため、全国漁業就業者確保育成センターでは、「漁業カイゼン講習会」や「漁業安全責任者講習会」を全国で実施し、労働環境の改善や海難の未然防止などの知識を持った「安全推進員」やその安全推進員が確実に労働災害を防止できるよう指導する「安全責任者」を養成しています。受講料は無料となっておりますので、積極的にご活用ください（参考資料3）。

8. 船舶へのレーザポインタ照射の自粛要請について

近年、発光信号等の代わりとして、レーザポインタを使用している事例が増加しています。レーザ光を直視すれば失明の危険性があるほか、双眼鏡を使用中にレーザポインタの照射を受けた場合には、約2マイル離れていても目に有害な影響を与えることがあることが報告されています。発光信号等の代わりとしてレーザポインタを使用することは、照射を受けた船舶の船橋担当者の当直業務に支障を来し、目に危害を与える可能性があることから、厳に慎むよう運輸安全委員会から周知依頼を受けておりますので、貴管下の漁業者に対しても周知していただきたく、御協力をお願いいたします（参考資料4）。

以上

事 務 連 絡
令和 4 年 1 月 25 日

都道府県水産主務部
漁船安全操業対策担当者 殿

水産庁企画課

ライフジャケット着用義務違反に伴う罰則適用開始に向けての周知について

平素より漁船の安全操業の推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

ライフジャケットについては、国土交通省が所管している「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則」の改正により、平成 30 年 2 月 1 日以降、20 トン未満の小型船舶（漁船）についても原則すべての乗船者にライフジャケットの着用が義務づけられているところですが、同施行規則の改正から 5 年が経過する本年 2 月 1 日以降は、ライフジャケットの着用義務違反があった場合、船長に違反点数が課されることとなり、違反点数が一定の基準に達した場合には最大 6 月の免許停止の処分を受けることとなります。

上記に伴い、関係省庁とともにライフジャケット着用推進リーフレットを作成しておりますので、是非ご活用いただき、管下の漁業者へ着用徹底いただくため改めて周知・指導していただきますよう、御協力をお願いいたします。

なお、水産庁のホームページでは、ライフジャケットの着用促進に関する周知啓発資料や農林水産業・食品産業の現場の新たな作業安全対策の一環として策定した「作業安全規範」など安全対策に資する情報を掲載しておりますので、今後の安全対策の取組にご活用ください。

水産庁 HP「漁船の安全操業に関する情報」

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/enzen.html>

(問い合わせ先)

水産庁漁政部企画課漁業労働班

鈴木・宇佐見

TEL: 03-6744-2340

E-mail: kazuya_usami060@maff.go.jp

ライフジャケットが 命を守ります！



小型船舶の船長には、原則、すべての乗船者に
ライフジャケットを着用させる義務があります！
違反した場合、違反点数が課されます！



SAVE YOUR LIFE
動画もチェック♪

<https://youtu.be/TJPe0uhnFY>

水上オートバイ等の両船側の見やすい場所には、
船舶番号を表示する必要があります！

国土交通省・海上保安庁・水産庁・警察庁

ライフジャケットが命を守る

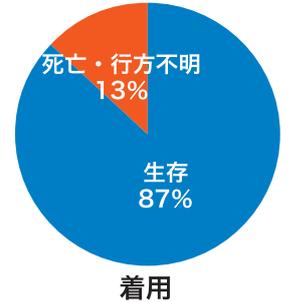
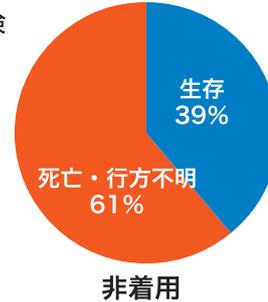


ライフジャケット着用者の海中転落時の生存率は、非着用者に比べ2倍以上です。船長の指示がなくても積極的にライフジャケットを着用しましょう。

ライフジャケットの着用方法・点検方法はコチラ



海中転落時の生存率



ライフジャケットの種類

- ◆国が安全性を確認した証である桜マークがあるライフジャケットを着用してください。
- ◆桜マークがあるライフジャケットには、すべての小型船舶で使用可能なもの(タイプA)や、水上オートバイなどいろいろなタイプがあります。(下表参照)
- ◆個人でライフジャケットを購入される場合には、乗船する船舶で使用可能なタイプを確認してください。



全ての航行区域に適用
TYPE A

桜マーク

タイプ表示

(記載場所や内容については、販売者に確認してください。)



適用除外等の対象例

適用除外等の対象とするためには様々な要件があります。詳しくはホームページを確認してください。

船室内にいる方



命綱を装着している方



船外で泳ごうとする直前の方



専用装備で海上スポーツをする方



必ずしも着用する必要がありません

1. 船舶安全法に基づく船舶検査が必要な船舶に乗船する場合

タイプ	使用可能な船舶
A	すべての小型船舶
D	陸から近い水域のみを航行する旅客船・漁船以外の小型船舶
F	陸岸から近い水域のみを航行する不沈性能、緊急エンジン停止スイッチ、ホーンを有した小型船舶(水上オートバイ等)でかつ旅客船・漁船以外のもの
G	湾内や湖川のみを航行する不沈性能、緊急エンジン停止スイッチ、ホーンを有した小型船舶(水上オートバイ等)でかつ旅客船・漁船以外のもの

(詳細については以下のホームページを確認してください。)

2. 船舶安全法に基づく船舶の検査が不要な船舶(ミニボート等)に乗船する場合は上記のいずれでもOK

※小型船舶操縦士の免許が不要な船舶(ミニボート等)では、着用義務が課されませんが、安全のため桜マークがあるライフジャケットの着用を推奨します。

発行：国土交通省海事局安全政策課

詳しくはホームページへ

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr6_000018.html



防波堤内の係留船上にいる方



船長が定めた安全場所にいる方

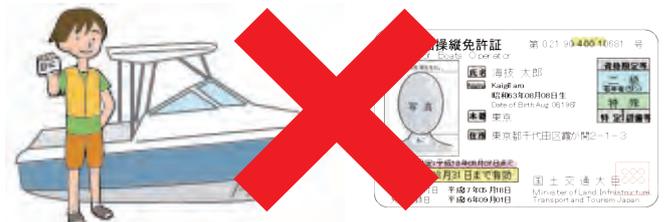


できるだけ着用してください

違反すると処分あり

違反した船長には違反点数2点が課され、再教育講習を受けなければなりません。

累積点数※によっては、免許停止の対象となります。



最大6か月の免許停止

※場合によっては、3点以上で免許停止の対象となります。

事務連絡
令和4年3月8日

都道府県水産主務部
漁船安全操業対策担当者 殿

水産庁企画課

AIS 普及リーフレット（改訂版）の周知について

平素より漁船の安全操業の推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

AIS 普及リーフレットにつきましては、平成 24 年 9 月 24 日に発生したかつお竿釣り漁船と貨物船との衝突事故を契機に関係省庁により「漁船への AIS 普及に関する検討会」を立ち上げ、漁船への AIS の普及を促進していく上での方策の一環として 4 省庁連名のリーフレットを作成し、漁業者に周知してきたところです。

漁船海難は見張り不十分による衝突事故の発生割合が高く、衝突事故を未然に防ぐためには、見張りの補助として有効な AIS の普及促進が今後も重要であることから、今般、関係省庁とともに AIS 普及リーフレットの改訂を行い、改めて AIS の普及促進を図ることとしました。

つきましては、新たな AIS 普及リーフレットを是非ご活用いただき、是非ご活用いただき、管下の漁業者へ周知いただくとともに安全対策の推進に、より一層努めていただきますよう御協力をお願いいたします。

なお、水産庁のホームページでは、安全対策に資する情報を掲載しておりますので、今後の安全対策の取組にご活用ください。

水産庁 HP「漁船の安全操業に関する情報」

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/anzen.html>

(問い合わせ先)

水産庁漁政部企画課漁業労働班

鈴木・宇佐見

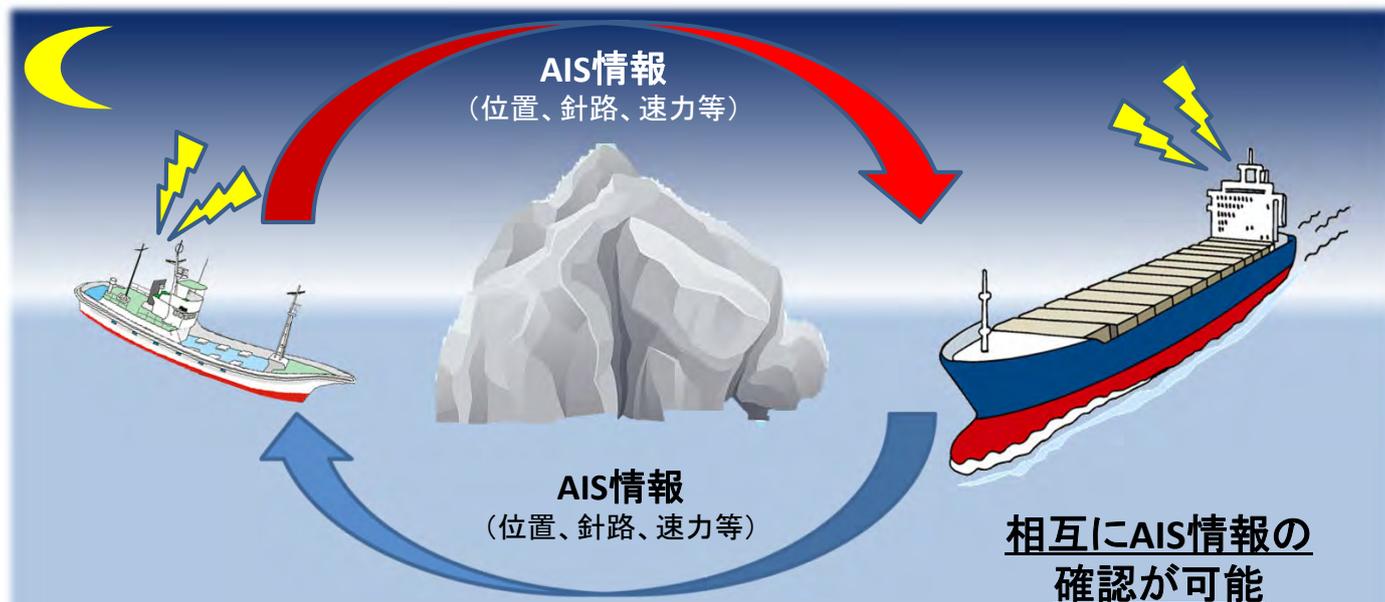
TEL: 03-6744-2340

E-mail: kazuya_usami060@maff.go.jp

海難事故防止のためAISの導入を！

AISとは？

AIS (Automatic Identification System: 船舶自動識別装置) とは、船舶の位置、針路、速力等の安全に関する情報を、自動的に送受信するシステムです。



➤ AISのメリット

- ① 船舶間の衝突回避等のための通信が容易
- ② 他船の進路変更等をリアルタイムに把握可能
- ③ 悪天候でも周辺船舶の位置確認が可能

海難事故の事例

平成24年9月24日午前2時頃、金華山東方沖約930kmの太平洋上で貨物船(25,074トン)とかつお竿釣り漁船(119トン)が衝突。漁船の乗組員13人が亡くなりました。

運輸安全委員会の調査によれば、悪天候の中、貨物船のレーダーで漁船は確認できませんでした。

漁船にもAISがあればお互いに相手船を容易に認識できます。
AISを導入してこのような悲惨な事故を未然に防ぎましょう！！

AISに関する支援制度について

AIS設置漁船には漁船保険料を最大20万円助成

日本漁船保険組合では、漁船の海難防止等を目的に、AIS設置漁船に対し漁船保険料の一部を最大20万円助成します。なお、リース漁船(浜の担い手漁船リース緊急事業、漁船漁業構造改革緊急事業、水産業成長産業化沿岸地域創出事業)の助成額は最大10万円となります。

- ・保険料助成額：国庫負担を除いた純保険料に対し10%(5トン未満船は20%)
- ・対象漁船：AIS又は簡易型AISを設置した漁船

ただし、①法令等で設置義務のある漁船
②もうかる漁業創設支援事業及びがんばる漁業復興支援事業の対象漁船は助成対象外です。
なお、対象漁船ごとに漁船保険の助成を申請できる契約数は5契約までです。

※ご利用に当たっては、各都道府県の日本漁船保険組合支所にお問い合わせください。

お問い合わせ先：水産庁漁業保険管理官 03-6744-2357

AIS設置に活用できる低利な制度資金

漁船へのAISの設置に当たっては、漁協系統金融機関である信用漁業協同組合連合会等が融資する漁業近代化資金など、低利な制度資金が活用できます。

漁業近代化資金の貸付条件(漁船漁業者の場合)

貸付限度額：20トン未満漁船建造等資金借受者 0.9億円

：20トン以上漁船建造等資金借受者 3.6億円

償却期限(据置期間)：10年(3年)(漁船用機器単独設置の場合)

※貸付利率は、金利情勢により毎月変動しますので、ご利用に当たっては、お近くの漁協にお問い合わせください。

お問い合わせ先：水産庁水産経営課 03-6744-2347

簡易型AISに係る無線局定期検査の不要化等が措置されています。

簡易型AISについては、船舶の無線局定期検査が不要で開設時の免許手続きも簡素化(落成検査の省略)されています！

定期検査の不要化

簡易型AISのみを設置する船舶局の定期検査は不要です。(簡易型AISと併せて次の無線設備を設置している場合も定期検査は不要です。)

- ・国際VHF(携帯型・5W以下)
- ・レーダー(適合表示無線設備^(※)・5kW未満)

免許手続きの簡素化

無線航行移動局(レーダー局)に簡易型AIS等の適合表示無線設備^(※)を追加して、船舶局を開設する場合の手続きはすべて簡易な免許手続き(落成検査の省略)で可能です。



※ 簡易型AISは無線従事者の資格がなくても操作できます(ただし無線局の免許申請は必要です)
※ 適合表示無線設備には技適マークが付されています

お問い合わせ先：総務省基幹・衛星移動通信課 03-5253-5901

スマートフォン向けAISアプリについて



AISと同様の機能を有するスマートフォン向けアプリケーションが、リリースされています。スマートフォンアプリは、AIS機器の導入が難しい小型漁船(船外機船等)でも利用可能！

※国土交通省では、「船上におけるスマホの使い方ガイド」を公表しております。

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk6_000019.html

お問い合わせ先：国土交通省海事局安全政策課 03-5253-8631

事務連絡
令和6年5月27日

関係都道府県及び政令市
水産関係公共土木施設等災害復旧事業担当課長 殿

水産庁漁港漁場整備部防災漁村課
水産施設災害対策室長

低気圧と前線による大雨に対する備えと被害報告等について

平素より、水産関係公共土木施設等災害復旧事業に関して特段のご理解、ご高配を賜り感謝申し上げます。

さて、気象庁から「低気圧と前線による大雨について」が発表され、西日本では27日(月)夜から28日(火)にかけて、東日本^{*}や東北地方では28日から29日(水)にかけて、太平洋側を中心に大雨となる所があり、土砂災害、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫に警戒が必要とのことです。また、鹿児島県(奄美地方を除く)および宮崎県では、27日夜から28日日中にかけて、線状降水帯が発生して大雨災害の危険度が急激に高まる可能性があるとされています。

貴管下の漁港・海岸保全施設、漁業用施設等における防災上の適切な措置及び工事中の各施設について必要な安全対策を講じていただくようお願いします。

また、港内に停係中の漁船の上架、係留の強化など被害防止対策を講ずることについて、漁港管理者として指導等をお願いします。

令和元年台風第15号では、施設等の直接被害はもとより、その後の停電により水産業へ多大な被害が生じました。このような状況を踏まえ、事前に冷凍・冷蔵施設や蓄養施設等のための非常用電源の確保や点検等を行うとともに、冷凍・冷蔵施設においては開閉を控えるなどの対策を講じていただくようお願いします。

災害関係の事務については、災害発生後迅速に対応する必要があることから、速やかに調査を実施する必要がありますが、人命第一の観点から、暴風雨時、高波浪時においては状況が収まるまで見回りは行わないで下さい。また、調査に当たっては、危険な箇所は無理をせず、安全に十分な配慮を行って下さい。

調査結果については、漁港関係公共土木施設災害復旧事業事務要領(漁港・海岸保全施設)、漁業用施設災害復旧事業事務取扱要領(漁業用施設)、農林水産業共同利用施設災害復旧事業事務取扱要綱(共同利用施設)により速やかに水産庁 防災漁村課 水産施設災害対策室までご報告下さい。

なお、早急な対応が求められる場合には、水産庁と協議の上、応急工事(査定前着工)を実施し、被害の拡大防止等に努めるようお願いします。

なお、各都道府県におかれては、このことについて貴管下市町村(政令市を除く。)に周知いただきますようお願いします。

※ 東日本：関東甲信地方・北陸地方・東海地

【災害報告連絡先】 水産施設災害対策室 佐々木、田中、菊地、林、戸倉
Tel:03-3502-5638(直通) Fax:03-3581-0325
mail : suisan_saigai@maff.go.jp

【応急工事連絡先】 水産施設災害対策室 河本、小坂、海津
Tel:03-3502-5638(直通) Fax:03-3581-0325
mail : suisan_saigai@maff.go.jp

重大、重要な災害又は応急対応が必要な災害が発生した場合は、水産施設災害対策室の携帯電話（090-5408-1617）または、下記の個人直通番号へご連絡下さい。

【個人直通】

03-3502-8181 をダイヤル後、ガイダンスに従い次の（ ）の番号を入力。
佐々木（84879）、田中（85918）、河本（88450）

低気圧と前線による大雨について(第1報)

(土砂災害、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫に嚴重に警戒)

<ポイント>

低気圧や前線の影響で、西日本では27日(月)夜から28日(火)にかけて、東日本^{※1}や東北地方では28日から29日(水)にかけて、太平洋側を中心に大雨となる所がある。特に鹿児島県(奄美地方を除く)および宮崎県では、27日夜から28日日中にかけて、線状降水帯が発生して大雨災害の危険度が急激に高まる可能性がある。

<概況>

前線が27日夜には東シナ海から九州へのび、前線上の低気圧が29日にかけて本州の南岸を東へ進む。低気圧や前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込むため、大気の状態が非常に不安定となる。

<大雨>

西日本では27日夜から28日にかけて、東日本や東北地方では28日から29日にかけて、雷を伴った猛烈な雨^{※2}が降り、太平洋側を中心に大雨となる所がある。特に鹿児島県(奄美地方を除く)および宮崎県では、27日夜から28日日中にかけて、線状降水帯が発生して大雨災害の危険度が急激に高まる可能性がある。

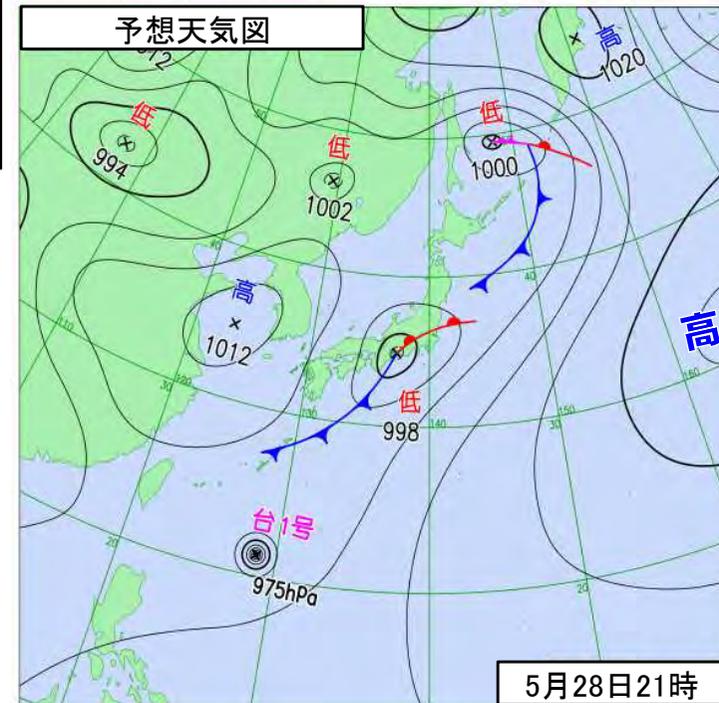
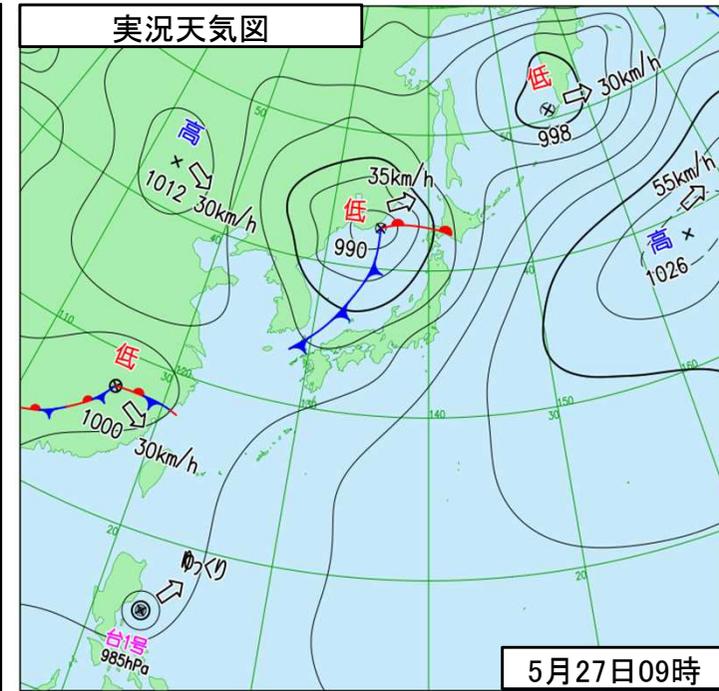
<警戒事項>

土砂災害、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫に嚴重に警戒。落雷や竜巻などの激しい突風に注意。

<台風第1号について>

フィリピンの東にある台風第1号は、発達しながら北東へ進み、29日には沖縄県の大東島地方に接近し、31日(金)には伊豆諸島近海へ進む。大東島地方では29日に暴風や大しけに、伊豆諸島では30日(木)から31日にかけて大しけになるおそれがある。

※1 東日本: 関東甲信地方・北陸地方・東海地方 ※2 猛烈な雨: 1時間に80mm以上の雨



【警報級となる可能性のある期間】

日 時		27日		28日	29日
		12~18	18~6	6~24	
東北地方	大雨				
関東甲信地方	大雨				
伊豆諸島	大雨				
東海地方	大雨				
近畿地方	大雨				
四国地方	大雨				
九州北部地方	大雨				
九州南部	大雨				
奄美地方	大雨				
沖縄地方	大雨				

(■可能性がある、■可能性が高い)

【大雨の見通し】(単位:ミリメートル)

地域	28日12時までの 24時間雨量	29日12時までの 24時間雨量
東北地方	40	100~150
関東甲信地方	80	100~200
伊豆諸島	50	100~150
東海地方	120	100~200
近畿地方	150	100~150
四国地方	200	50~100
九州北部地方	180	およそ50
九州南部	300	50~100
奄美地方	180	50~100
沖縄地方	150	50~100

会見・報道・広報

政策情報

統計情報

申請・お問い合わせ

農林水産省について

[ホーム](#) > [会見・報道・広報](#) > [災害に関する情報](#) > [豪雨や台風等の風水害に備えるための予防減災情報](#) > [漁船の係留強化等の被害防止策を講じ、豪雨や台風襲来に備えましょう！](#)

漁船の係留強化等の被害防止策を講じ、豪雨や台風襲来に備えましょう！



情報収集

最新の気象情報・警報・注意報を常にチェックしましょう。

連絡体制

地方自治体や漁協など関係機関との連絡体制を整備しましょう。

漁船・定置網・養殖施設など海上にある施設

係留の強化、上架、網抜きなど被害防止対策を講じましょう。

漁具・荷捌き所・漁具保管施設・水産処理施設など陸上にある施設

飛来物による損傷や増水による流出を防ぐために片づけましょう。

施設周辺の谷樋や縦樋、排水溝を清掃しましょう。

電気で動く機械類は浸水しないよう高所へ移動しましょう。

停電、断水対策

蓄養施設、冷蔵庫について、非常用電源を確保しましょう。

冷凍庫・冷蔵庫の温度上昇を避けるため、停電時の開閉は控えましょう。

保険・共済加入

災害に備えて漁船保険・漁業共済等に加入しましょう。

施設等の見回り

人命第一の観点から、暴風雨、異常出水時における施設等の見回りについては、これらの状況が治まるまで行わないようにしましょう。

また、暴風雨等が治まった後の見回りにおいても、増水した水路その他の危険な場所には近づかず、足下等、施設周辺の安全に十分に注意し、転落、滑落事故に遭わないよう慎重に行いましょう。

気象情報

現在発表されている気象警報・注意報の情報は[こちら](#)（外部リンク：気象庁HP）

お問合せ先

水産庁漁政課

担当者：中村

代表：03-3502-8111（内線6508）

ダイヤルイン：03-3502-8397

FAX番号：03-3502-8220

公式SNS



関連リンク集

農林水産省
トップページへ

農林水産省

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話：03-3502-8111（代表）[代表番号へのお電話について](#)

法人番号：5000012080001

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

[サイトマップ](#)

[プライバシーポリシー](#)

[リンクについて・著作権](#)

[免責事項](#)

このページ
の先頭へ

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries